茨城県教育研究会役員退任時記念品贈呈規定

１　役員退任のときは，感謝状並記念品として会長20,000円，副会長10,000円を送る。

２　支部長，研究部長，専門委員長退任のときは感謝状並びに記念品をおくる。

附　　則

この規定は，公布の日から施行し，昭和46年４月１日から適用する。

平成21年５月15日一部改正

茨城県教育研究会次年度渡り資金運用規定

１　この規定は，茨城県教育研究会次年度渡り資金(以下渡り資金)の運用について規定する。

２　この渡り資金は,茨城県教育研究会の経理の円滑化をはかるため,毎年度当初(４月から６月まで)における端境期の一般会計収支予算の科目の支出金に充当するため，一時支出するを目的とする。

３　この渡り資金からの支出金は，後日，一般会計予算の該当科目から返済して，この口座に還元するものとする。

４　この渡り資金は，茨城県教育研究会渡り資金口座を設け，一般会計とは独立して普通預金または定期預金として保管運用する。

５　この渡り資金から得られる収支金は，すべて口座に繰り入れて積み立てるものとする。

６　この渡り資金の決算については，本会の監査を受けなければならない。

附　　則

この規定は，昭和53年５月17日に施行し，昭和53年４月１日から適用する。